

INTERNET WEEK 2013

# 個人情報保護法の改正動向と ビッグデータ対応

— 政府IT総合戦略本部「パーソナルデータ  
に関する検討会」を踏まえて



2013年11月28日(木)

新潟大学 法学部 教授 鈴木 正朝

# わが国の「個人情報保護法」をとりまく内外の状況

## 国際動向

背景：インターネット/クラウド/ビッグデータ/ライフログ

- ① OECD: 「改正OECDプライバシーガイドライン」(2013年7月11日)
- ② APEC: 「CBPR(APEC越境プライバシールール)制度」
- ③ EU: 「個人データ保護指令」「e-プライバシー指令」, →「一般データ保護規則案」
- ④ 米国: 「消費者プライバシー権利章典」, 個別法, 集団訴訟+懲罰的損害賠償

## 国内動向

背景：少子高齢人口減少社会/社会保障と税の一体改革

- ① **一般法**: 「個人情報保護法」改正の動向 (パーソナルデータに関する検討会)
  - ② **特別法**: 「番号利用法」、「政府CIO法」、(「医療等情報保護法案」検討停止)
- **新行政組織**: 「番号個人情報保護委員会」、「内閣情報通信政策監」
- ③ 告示: 「個人情報保護ガイドライン」(乱立)
  - ④ 国内規格: JIS Q 15001 (法との不整合)
  - ⑤ 民間認証制度: プライバシーマーク制度 (問題山積)

# なぜ、ビッグデータなのか？

## 1. 現状

- ・ 人類未踏の超高齢・人口減少社会へ移行→財政難

## 2. 課題

- ・ 医療、年金等「社会保障制度」の維持、安心社会の実現

## 3. 対策

- ・ 経済成長(戦略)ーアベノミクスの具体化→健全財政

→特に「**医療ビッグデータ**」による

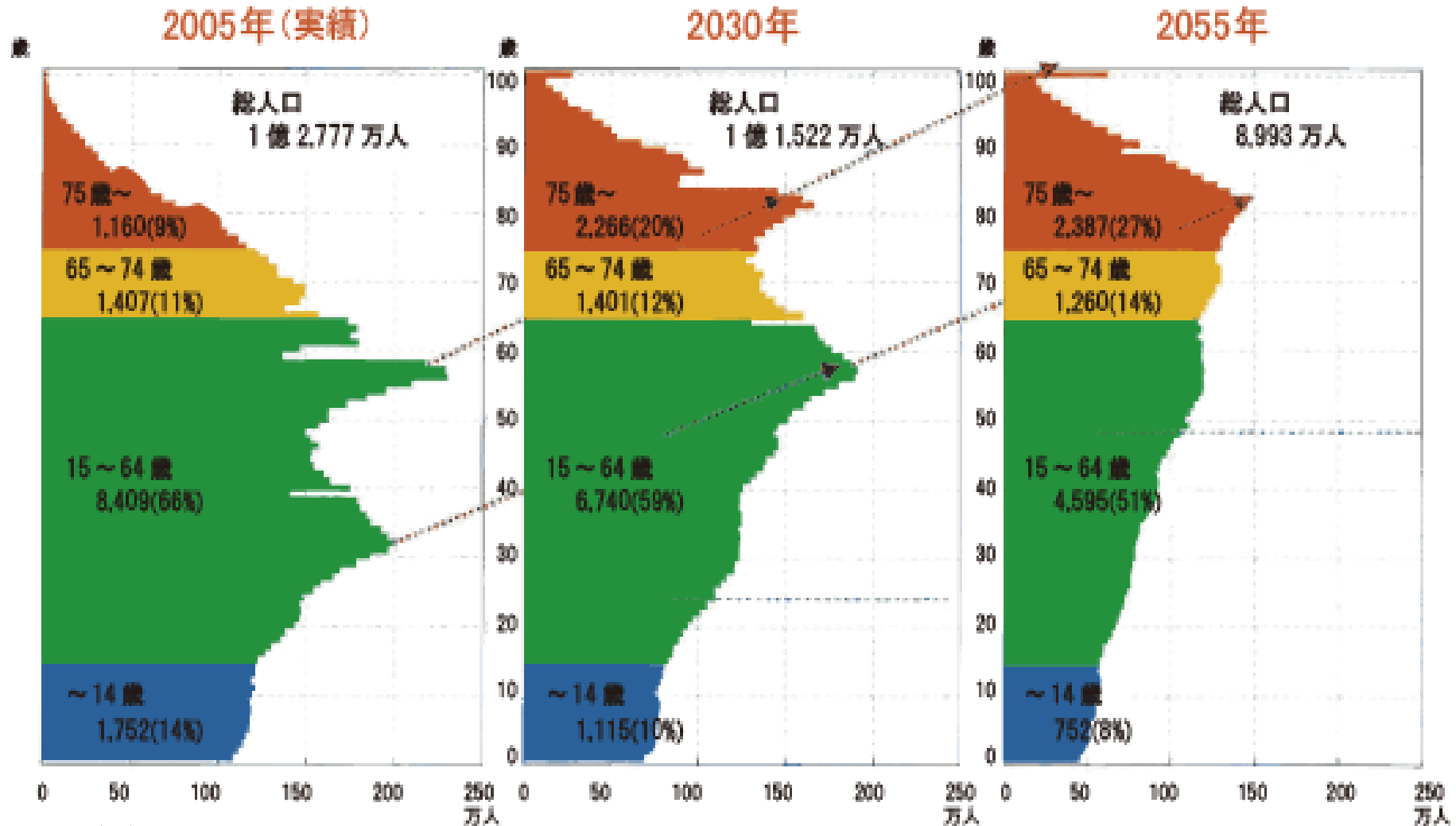
**医療イノベーション**政策の重点化、具体化！

- ・ 歳出減：高齢者のQOL向上(健康なままポックリと！)
- ・ 歳入増：超高齢社会対応ビジネスは輸出できる！

# 高齢者人口の推移

— 平成 18 年度中位推計 —

東大政策ビジョン研究センター「安心して暮らせる活力ある長寿社会の実現を目指して」



2013/06/07

注：2005年国勢調査結果。総人口には年齢不詳人口を含むため、年齢階級別人口の合計と一致しない。

# 経済成長をめざす規制改革、産業振興

## 目的

経済成長（ビッグデータビジネスの創出と振興）

## 手段

### 1. 法的環境整備（個人情報保護法改正）

規制改革（規制緩和+規制強化）

### 2. 国内データ産業の振興策

「IT融合」政策の重点化と具体化、予算措置

→国際市場を狙い外貨を獲得するデータビジネスの促進

# 1. 法的環境整備

## — 規制改革（規制緩和+規制強化）

①「**匿名データ等**」の流通を促進し、多様な情報処理を許す法制度の確立

→ 分野横断的情報処理による**イノベーション**促進

②「**越境データ**」の流通の確保（個人の尊重を基本としたデータ取扱いルール<sup>1</sup>の確立：人権保障の具体化→国内にデータが集積する法的環境整備）

→ 分野横断的情報処理による**プライバシー侵害**への対応

# 1. 法的環境整備

## — 規制改革(規制緩和+規制強化)

① 「匿名データ」の流通を促進し、多様な情報処理を許す法制度の確立

- 情報保護委員会(独立行政委員会)の創設
- 「日本版FTC3条件」の導入

→ 分野横断的情報処理によるイノベーションの促進

# 1. 法的環境整備

## — 規制改革（規制緩和+規制強化）

②「越境データ」の流通の確保（個人の尊重を基本としたデータ取扱いルール確立→国内にデータが集積する法的環境整備）

・ EU及び米国等国際的なプライバシー・個人データの法的保護水準に達した本人保護の強化、体制の整備（情報保護委員会の創設）

→ 分野横断的情報処理によるプライバシー侵害への対応

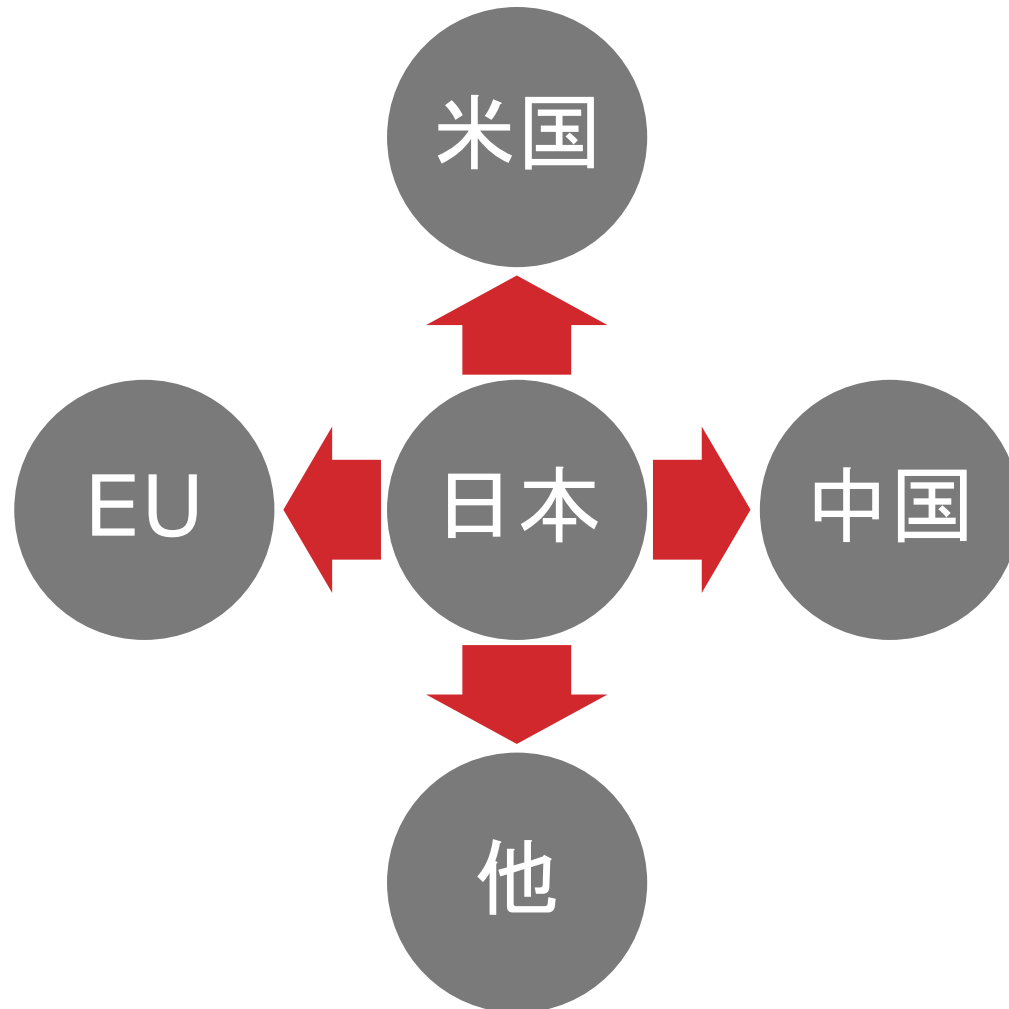


# 1. 法的環境整備

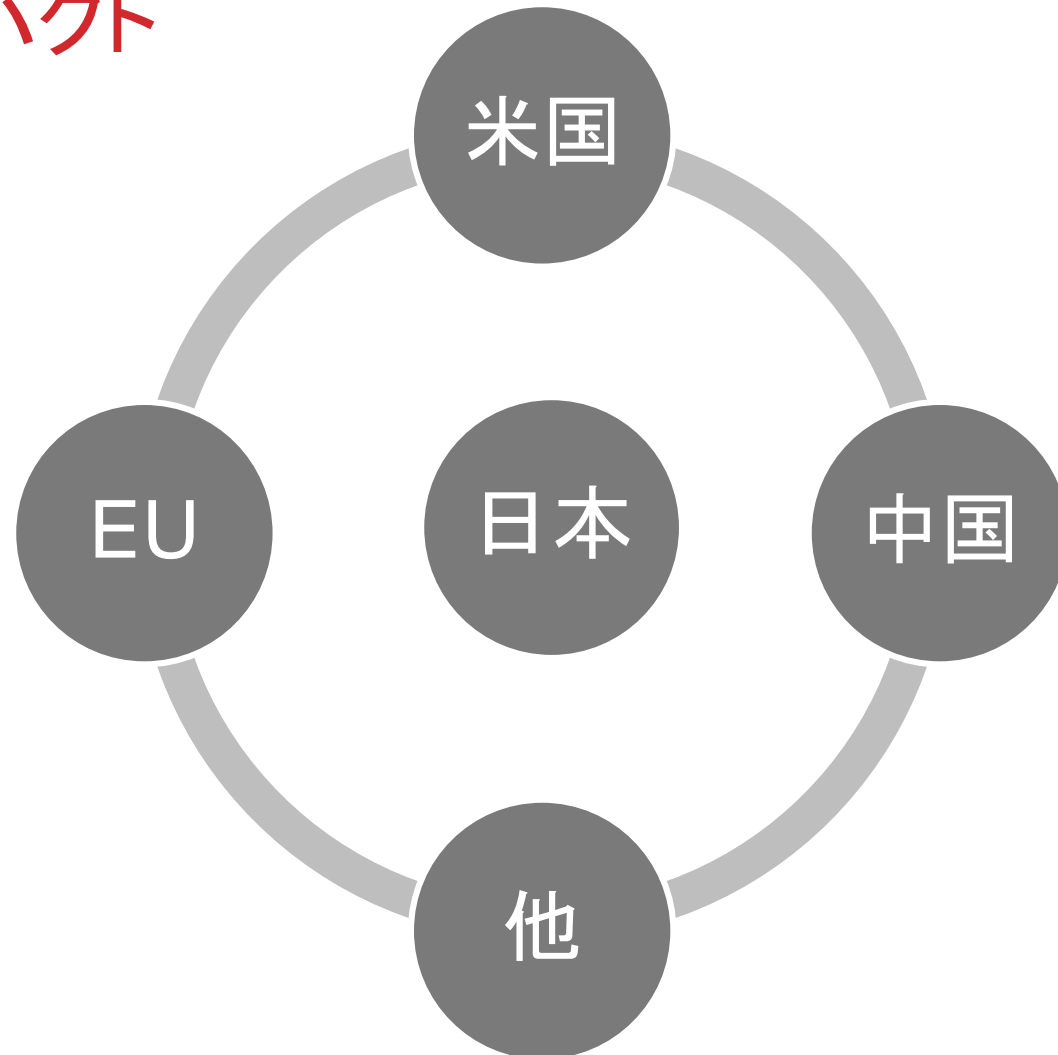
## — 規制改革(規制緩和+規制強化)

- ・ 個人情報保護法、消費者保護法など日本法が適用、執行され、また雇用や税収が維持されるよう国内データセンター利用の誘導策の推進(事業継続性の確保)。
- ・ 国内個人データが人権保障のない国々に流出する場合への対応(人権保障を根拠とする)  
→ 日本がEU、米国の個人データのバグドアにならないように！(国際的な責任と信用)

● 国際競争に負けると何が起こるか？  
→流出が加速する国内個人データ

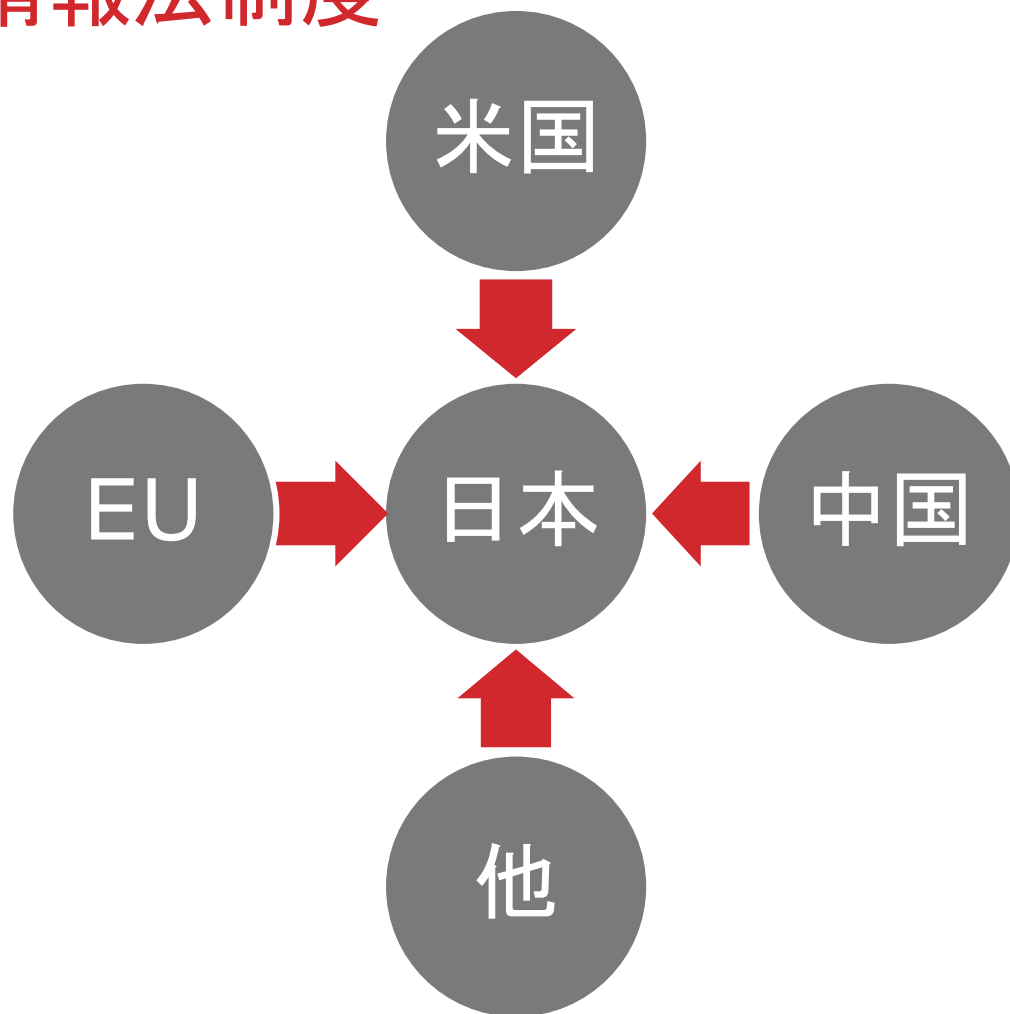


- 鎖国(ガラパゴス)政策の帰結するところは？
- 狭い市場・高コスト・高価格
- 財政インパクト



# ● 国際競争に勝つためには？

→ 世界中の個人データがクロスボーダに日本に集積可能な情報法制度



# EU個人データ保護指令→EU個人データ保護規則の歴史的・産業的背景

個人データ＝人権(リスボン条約)

## ①歴史的背景

ナチによるユダヤ人排斥運動

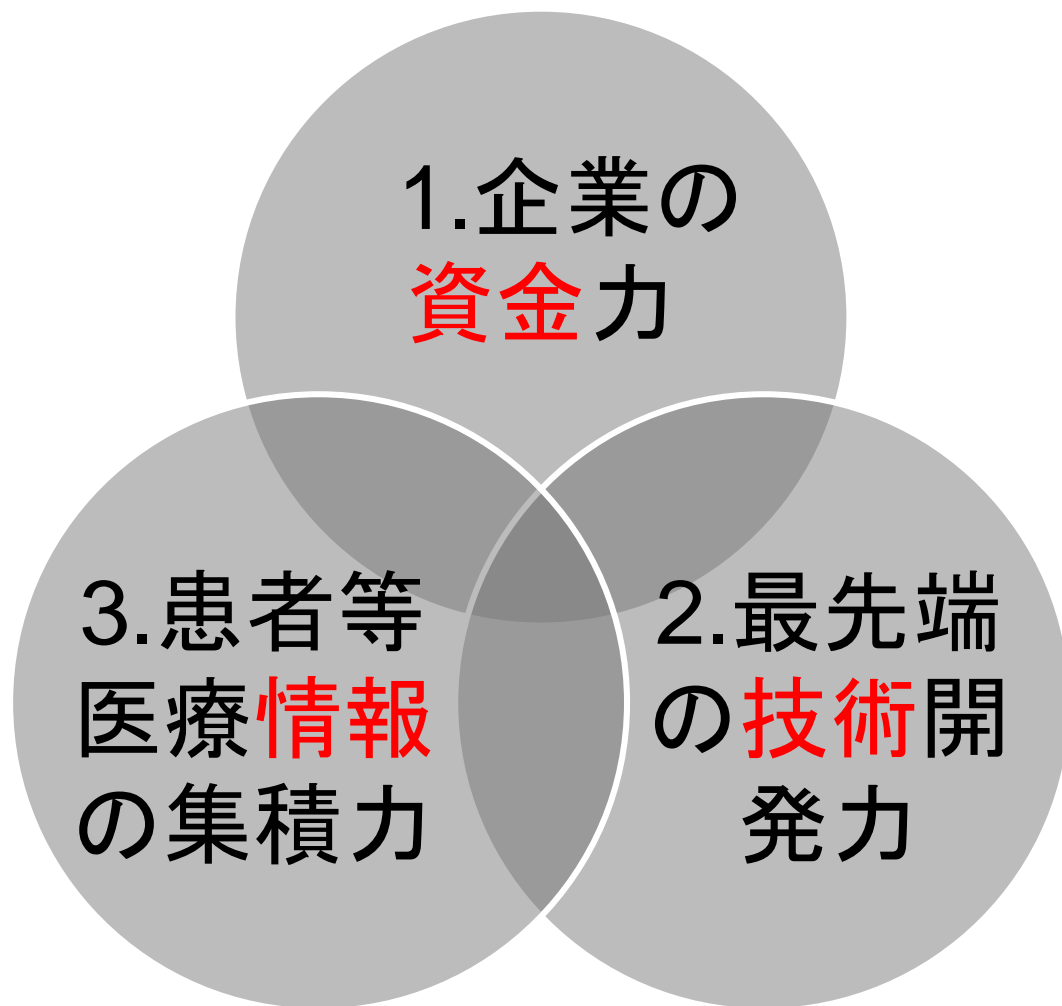
個人データ管理と番号管理

## ②産業的背景

国産メインフレームの敗退

データ処理は外資(北米)系企業へ委託

# \* 医療イノベーション(再生医療・遺伝子研究実用化等)と医療情報保護の前提条件



# わが国の個人情報保護法制の全体構造

## 「個人情報の保護に関する法律」

### 「基本法」部分

- 第1章 総則(目的・基本理念)
- 第2章 国及び地方公共団体の責務等
- 第3章 個人情報の保護に関する施策等

\*第5章 雑則(権限又は事務の委任、政令への委任など)

### 民間部門の「一般法」部分

- 第4章 個人情報取扱事業者の義務等
- 第5章 雑則(適用除外)
- 第6章 罰則

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」

地方公共団体による「条例」  
\* 市区町村の「個人情報保護条例」  
\* 都道府県の「個人情報保護条例」

個人情報取扱事業者  
(民間企業等)  
**民間部門**

行政機関

独立行政法人等

地方公共団体等

**公的部門**

# 個人情報保護法・条例数 2000問題

## クロスボーダー時代において国内越境データ問題を放置

### 医療分野における個人情報保護法(条例)の適用例

個人情報の取扱い主体	適用法	監督官庁
厚生労働省	行政機関個人情報保護法	総務省
国立がん研究センター	独立行政法人等個人情報保護法	総務省
岩手県立〇〇病院	岩手県個人情報保護条例	岩手県
宮城県立△△病院	宮城県個人情報保護条例	宮城県
陸前高田市立□□病院	陸前高田市個人情報保護条例	陸前高田市
大船渡市立△△病院	大船渡市個人情報保護条例	大船渡市
医療福祉法人済生会	個人情報保護法	厚生労働省
鈴木内科医院	個人情報保護法	厚生労働省



# 医療データの流通と連係を確保するためには

	刑事 規制	民事 規整	行政 規制	データ 連係
A	○	○	○	○
B	×	○	○	×
C	○	×	○	×
D	×	○	×	×

→ 刑事法及び民事法（プライバシー権に係る情報等秘密情報の保護等）それから行政法上の取締規定（個人情報保護法等）上の義務を遵守する必要がある。

# 刑事規制

**秘密漏示罪** (医師・歯科医師・  
薬剤師・看護師)

# 民事規制

・**債務不履行**  
(医療契約-守秘義務)

・**不法行為**  
(プライバシー侵害)

(医療従事者・  
医療法人)

# 行政規制

**個人情報保護法の義務**

(個人情報取扱  
事業者)



# ゲノムは、プライバシーの権利の問題か？

- 慶應義塾大学環境情報学部の富田勝教授(同大学先端生命科学研究所所長)は、自分自身のゲノム(全遺伝情報)を解析し、2012年7月31日から国立遺伝学研究所の「日本DNAデータバンク」(DDBJ)で公開を始めた。
- ゲノムの解析結果は本人を超えて当人の血縁関係全員の評価に影響を与える。
- 個人の自己決定権の範囲を超えた問題である。
- ゲノムは、プライバシーの権利を超えた情報、または多数当事者の権利が複合した情報である。
- 新たな理論、新たなルールが必要である。

ゲノム法案  
の必要性

## 刑事規制

**秘密漏示罪** (医師・歯科医師・  
薬剤師・看護師)

## 民事規制

・**債務不履行**

(医療契約-守秘義務)

・**不法行為**

(プライバシー侵害)

(医療従事者・  
医療法人)

## 行政規制

**個人情報保護  
法の義務**

(個人情報取扱  
事業者)

**医療情報**

**ゲノム**

# 刑法

明治40年4月24日法律第45号

最終改正年月日:平成23年6月24日法律第74号

(秘密漏示)

## 第三百三十四条

1 医師、**薬剤師**、**医薬品販売業者**、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の**秘密**を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

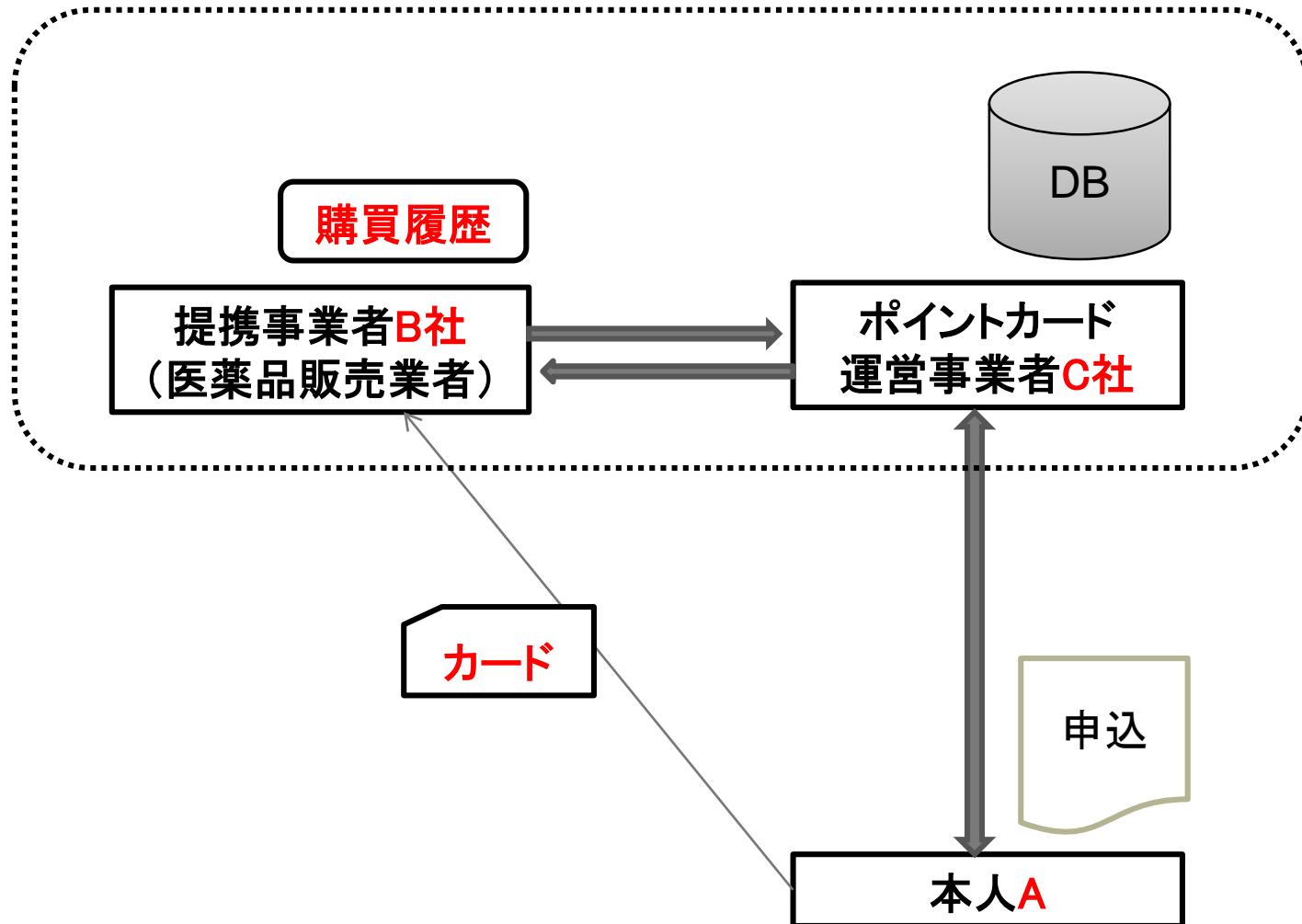
2 宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者(以下略)

(親告罪)

## 第三百三十五条

この章の罪は、**告訴**がなければ公訴を提起することができない。

# POS及び共通ポイントカード提携と秘密漏示罪



# 「個人情報」と「プライバシー権に係る情報」の関係

公開・非公開の別、センシティブ性・プライバシー性の有無、情報の価値の程度を問わない。

特定個人を識別できない情報であってもプライバシーの権利を侵害し得ることに留意すべき。

## 個人情報

・特定個人の識別情報(番号等識別子単体の情報も該当する)

個人情報の多くはプライバシー性を有する。



個人情報保護法に限らず民法(契約・不法行為)等関係法令を確認し遵守する必要あり。

## プライバシーの権利に属する情報

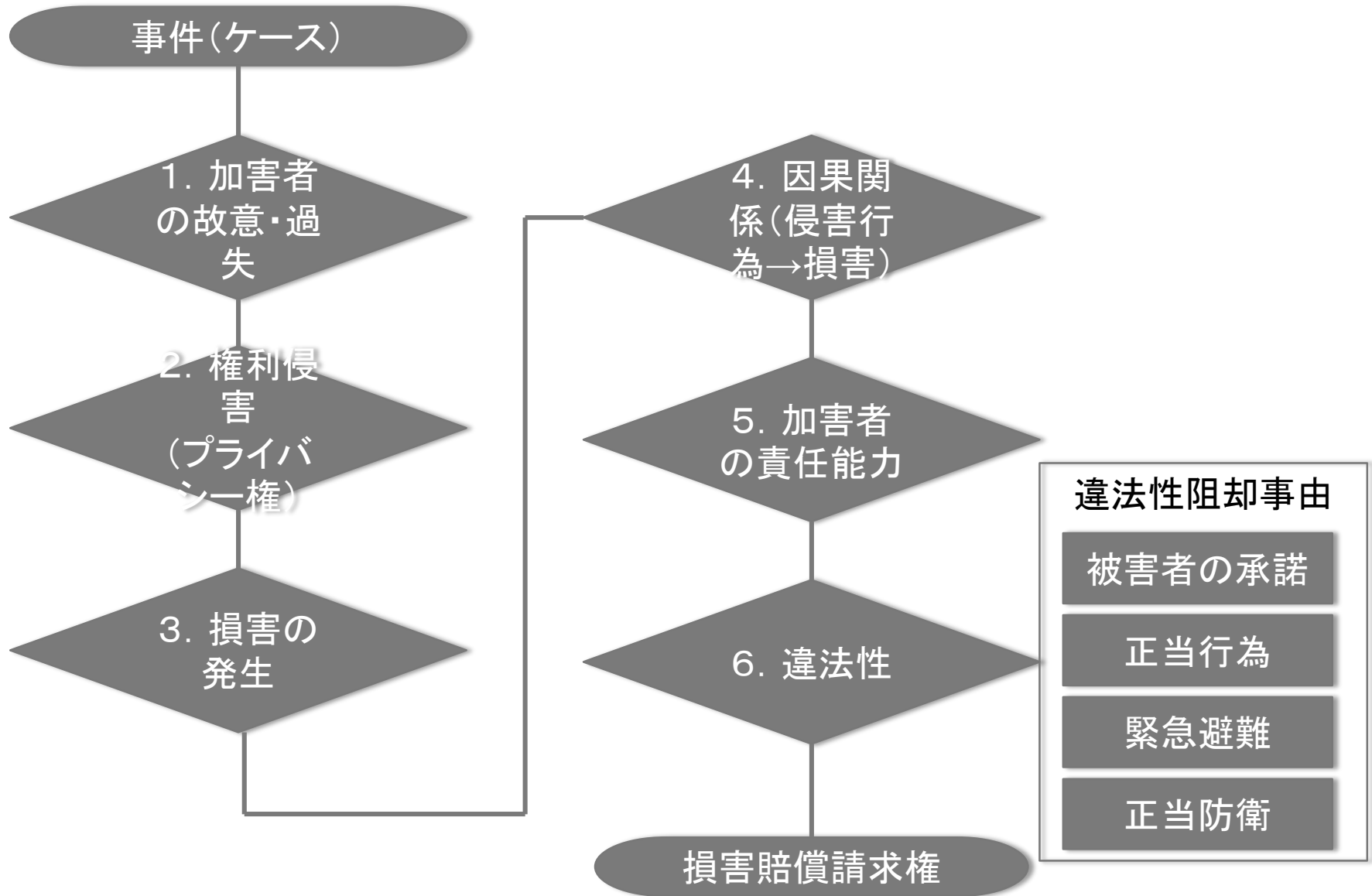
下級審判例: ①私生活上の事実情報、②非公知情報、③一般人なら公開を望まない情報

→最高裁判例: 個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由

行政規制(行政庁)

民事規整(裁判所)

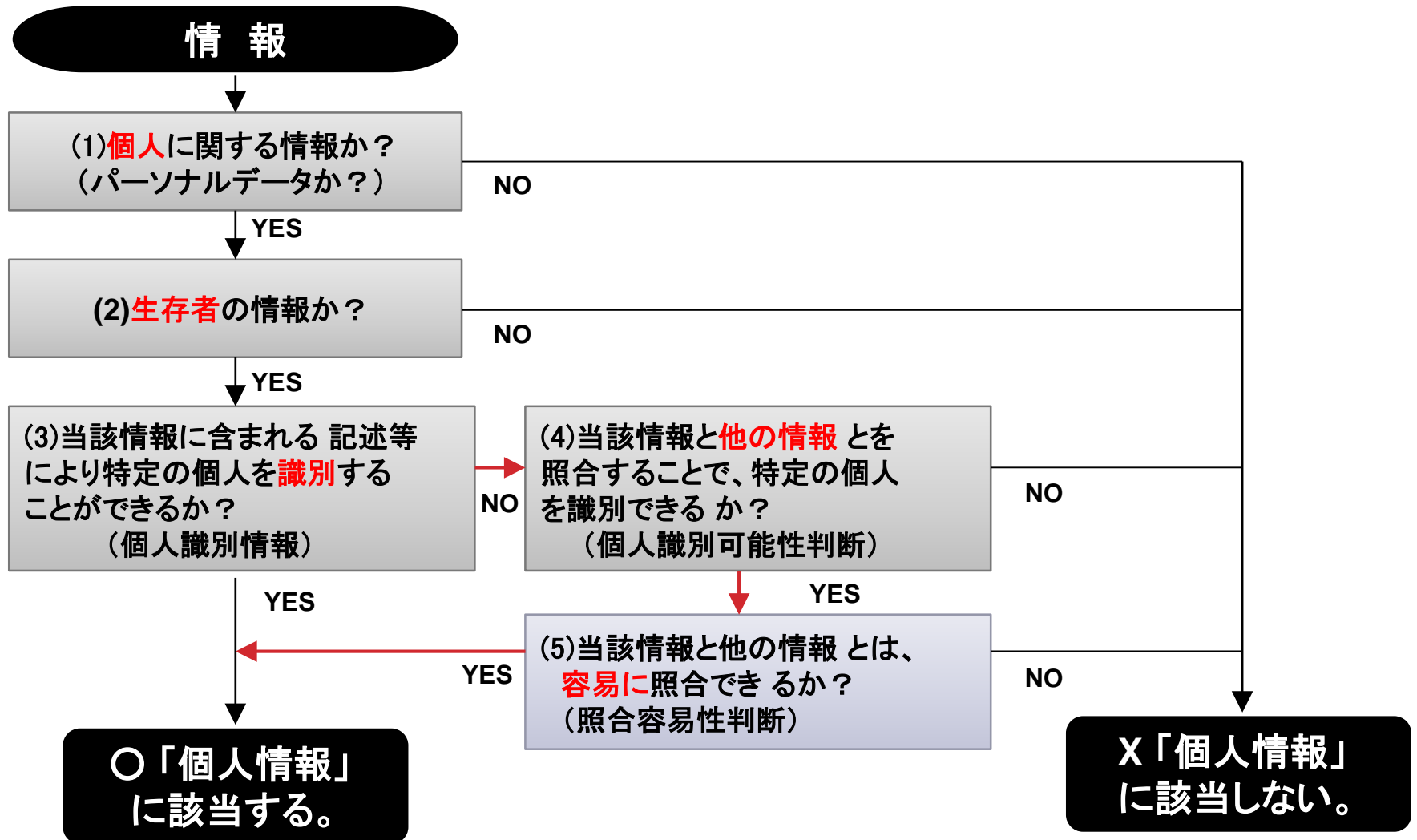
# 不法行為責任(民法709条)



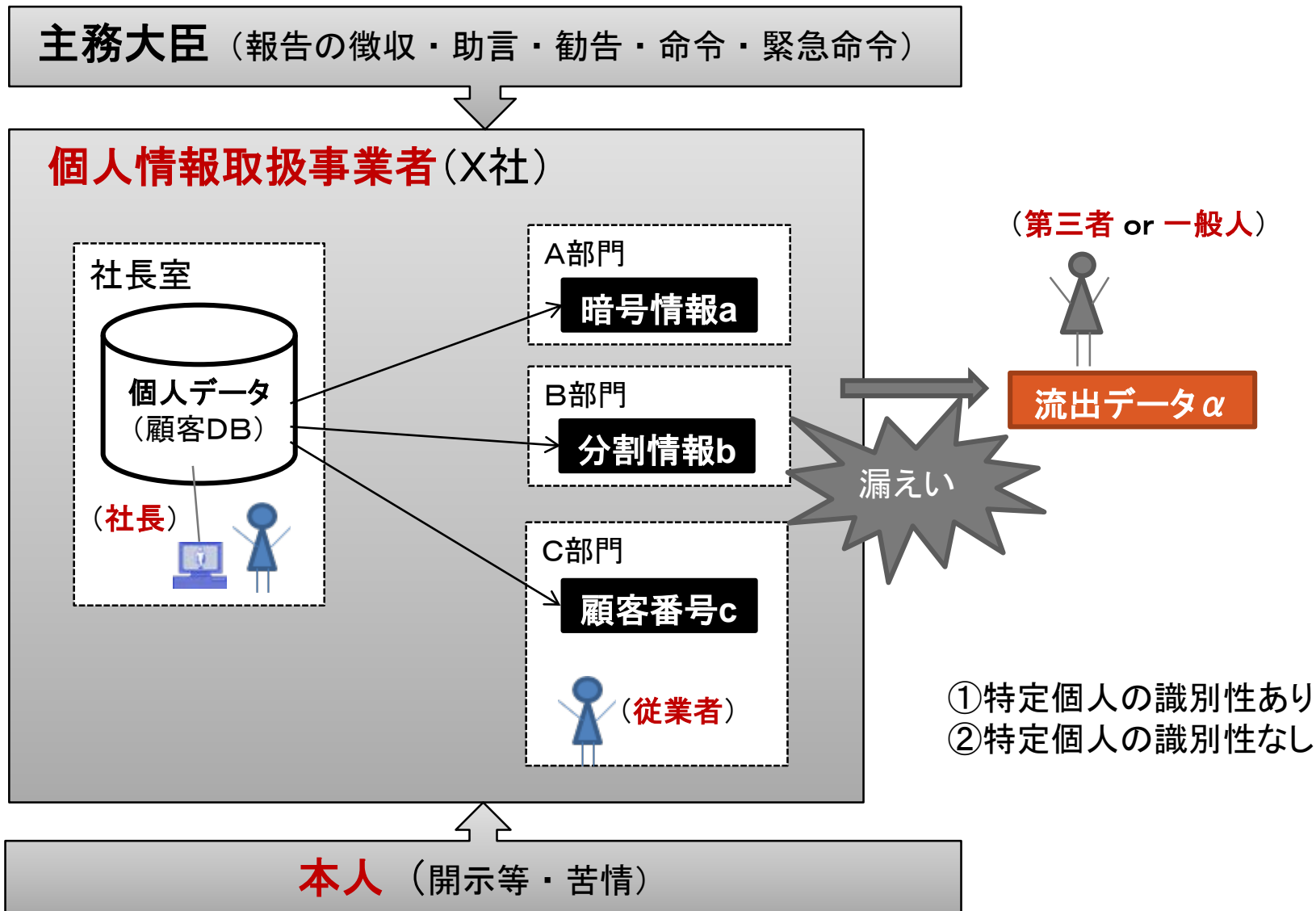


# 「個人情報」の定義

## 「個人情報取扱事業者」の場合（個人情報保護法2条1項）

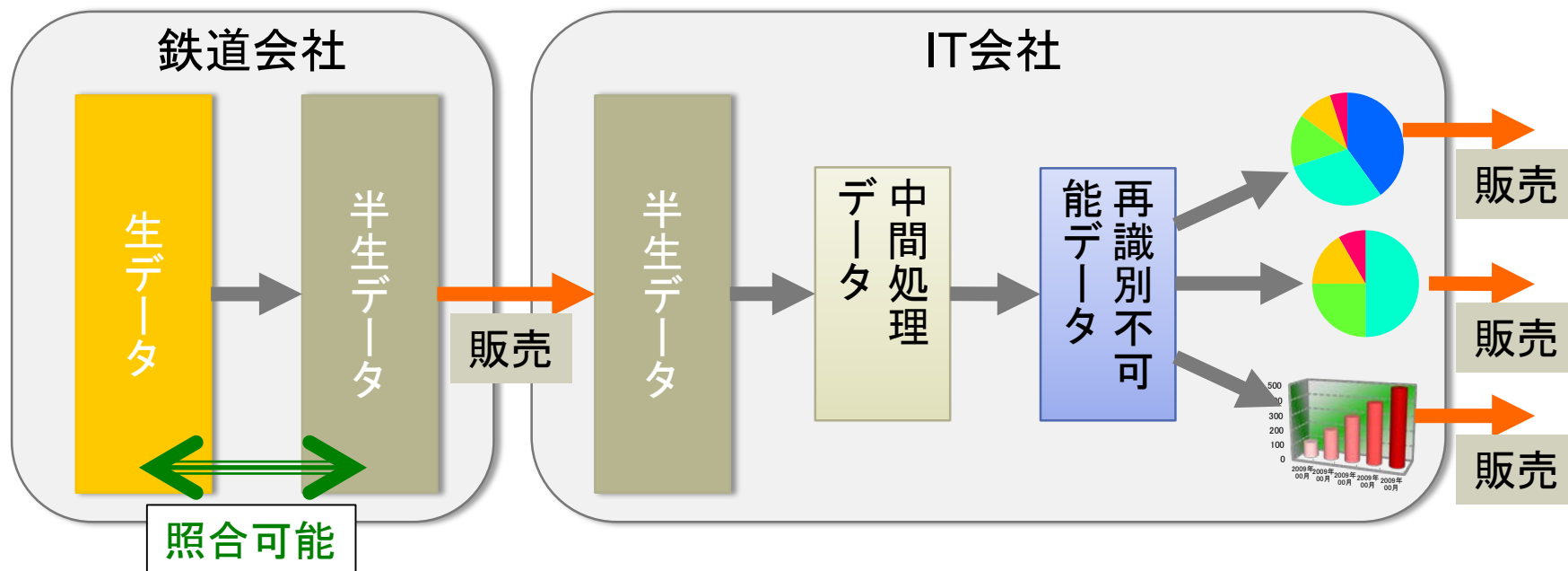


# 流出データと個人識別性判断と安全管理義務

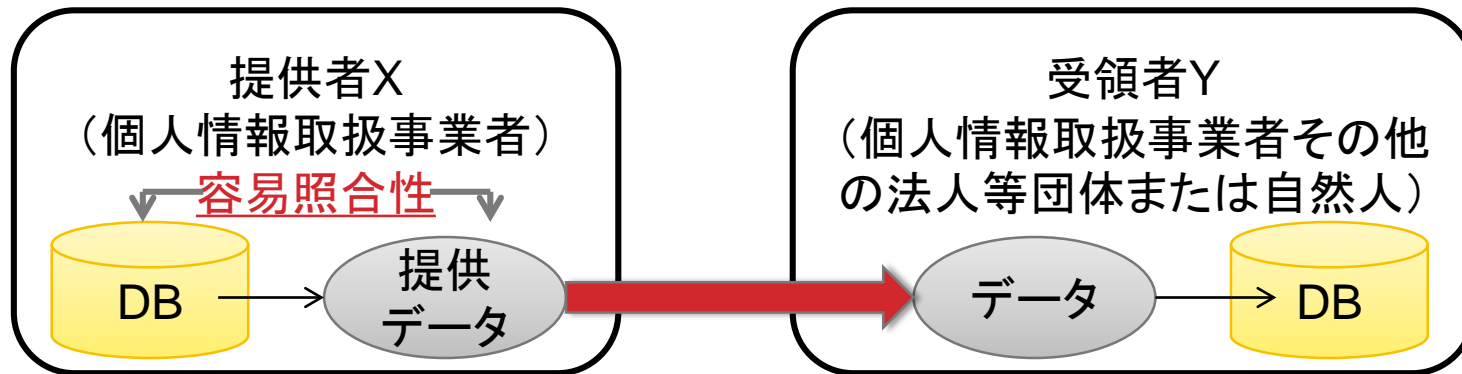


# 「匿名データ」の流通促進と本人のプライバシー保護のための措置 — 現行法上の解釈と立法的対応(案)

## 0. 某交通カードの乗車履歴データ提供事案（現行法の下では**違法**）

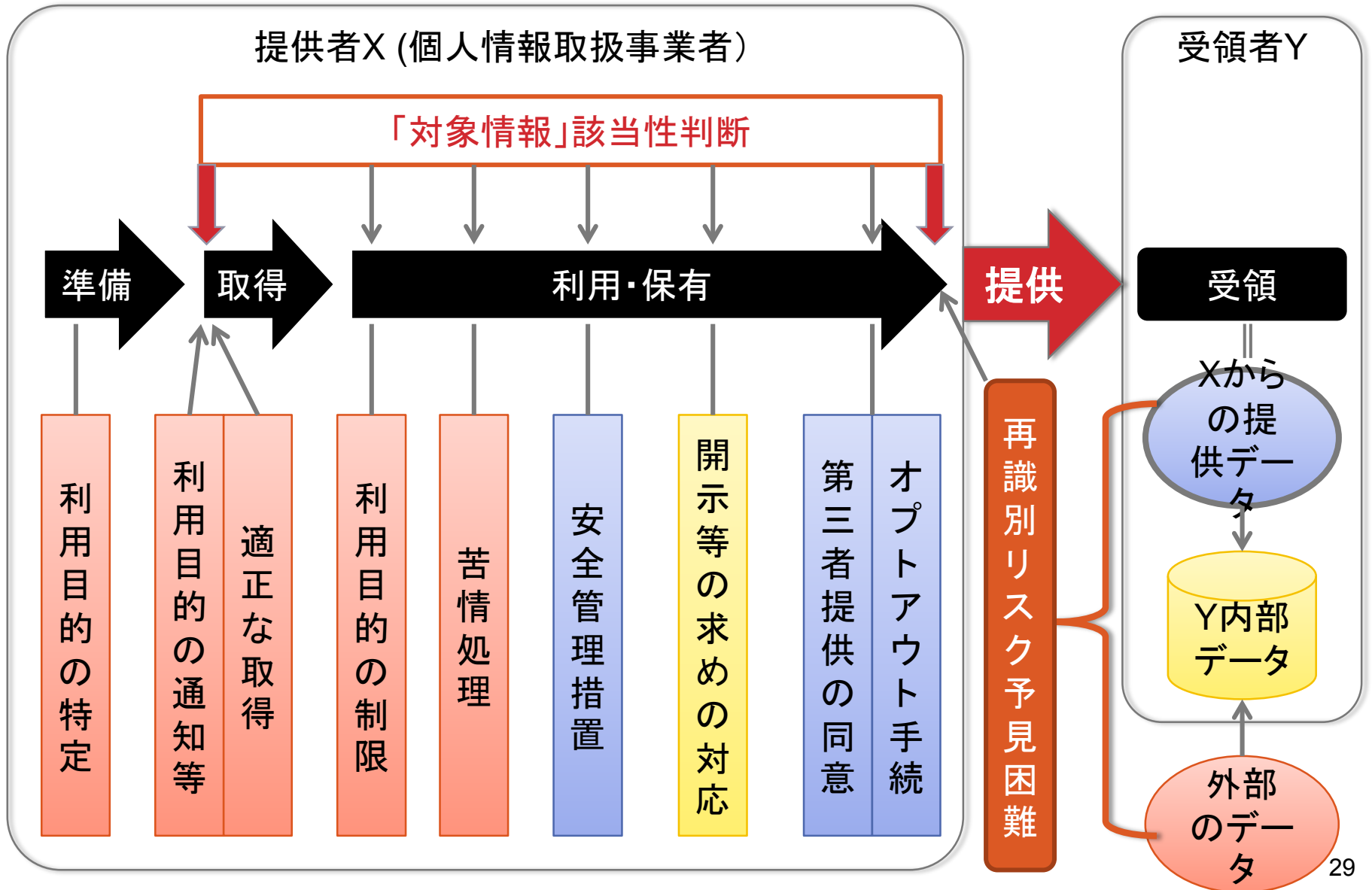


# DB(元データ)から生成された提供データと個人情報保護法23条(第三者提供の制限)適用の有無



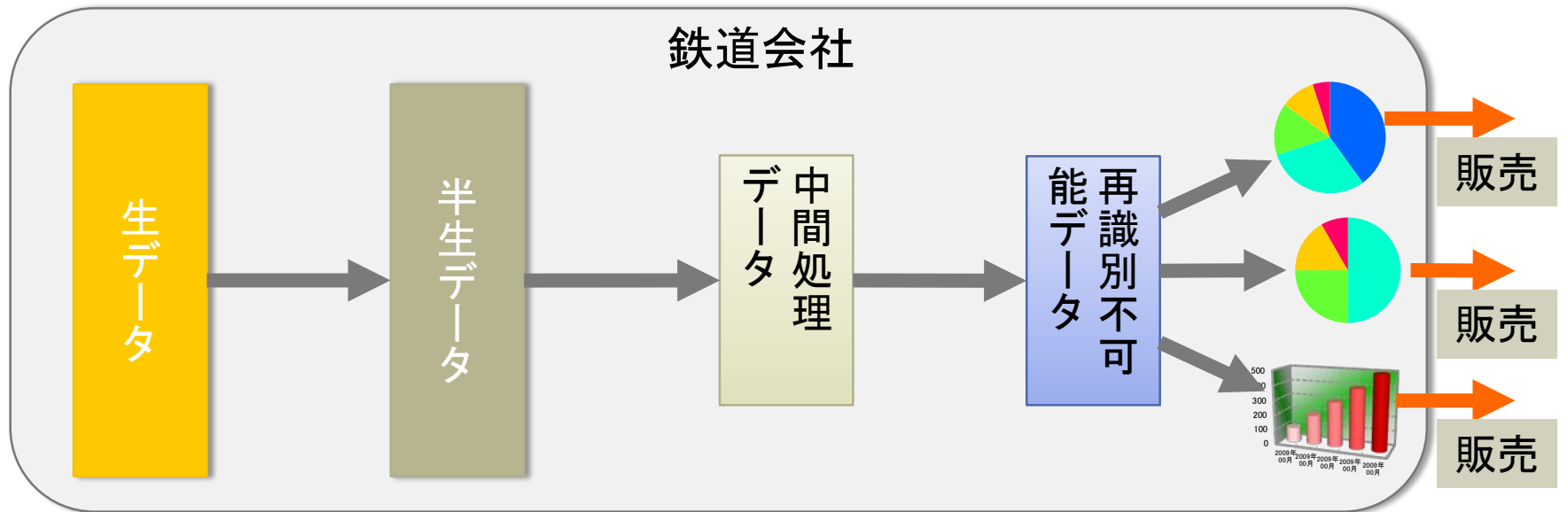
	提供者X	→提供データ→	受領者Y	Xへの23条適用の有無
1	容易照合性あり ○	→個人データ→	特定個人識別性あり ○	あり
2	容易照合性なし X	→パーソナルデータ(統計)→	特定個人識別性なし X	なし
3	容易照合性なし X	→パーソナルデータ(ID)→	特定個人識別性あり ○	原則：なし (例外：あり)
4	容易照合性あり ○	→個人データ→	特定個人識別性なし (Xは評価可能か?)	あり (なしとする説もある)
	容易照合性あり ○	→匿名データ→	再識別化リスクあり △	要改正 →日本版FTC3条件

# 「対象情報」該当性判断の主体と時期

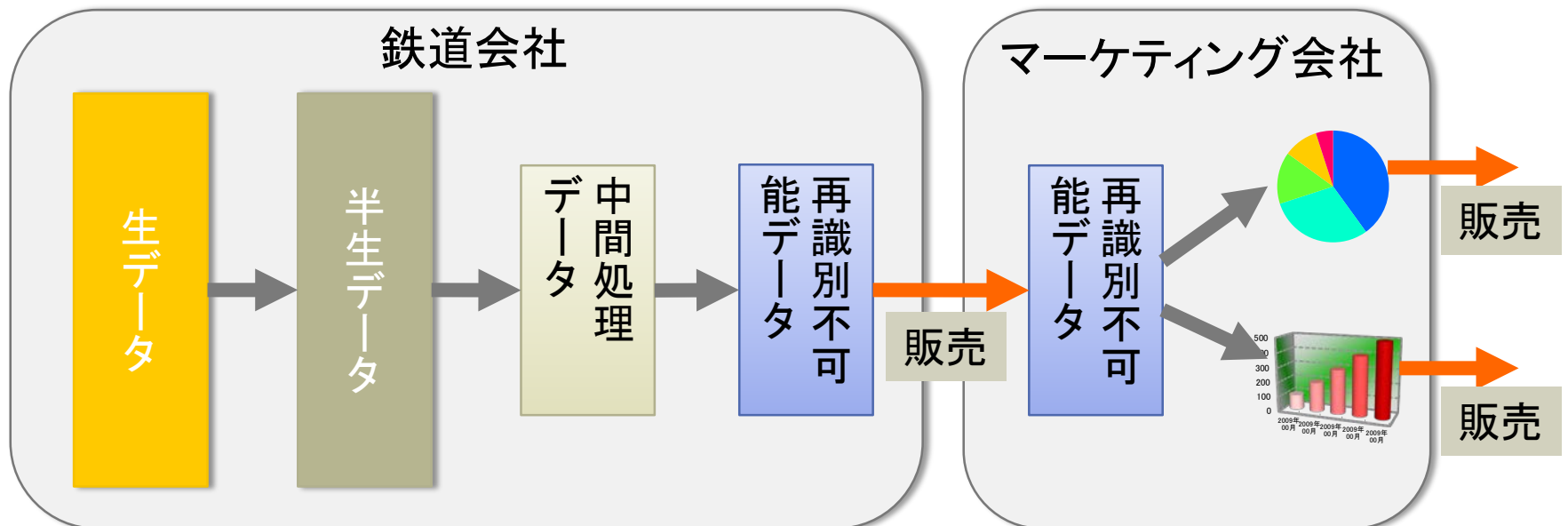


# 「提供データ」の容易照合性判断

個人データ該当性判断の基準		
判断主体	個人情報取扱事業者(提供事業者)が、	← <b>誰が</b> 容易に照合できるかは、義務を課されている事業者を主体として判断すべき。
判断時期	義務の履行時(提供時)に、	← 義務の要件だから。
判断対象(客体)	自己の取り扱っている当該情報( <b>提供データ</b> )と自己の取り扱っている「他の情報」( <b>元データ</b> )とが	← 事業者に不可能を強くない。 * <u>対象を自己の取り扱う範囲に限定していること</u> = 容易性あり
判断基準	照合可能( <b>1対1対応</b> の関係にある)かどうかを評価する。	← 客観的に技術的な観点から判断(識別子、準識別子の有無など)



モデル1-① 現行法制下で適法な利活用ビジネス(1)



モデル1-② 現行法制下で適法な利活用ビジネス(2)

# 法改正による「日本版FTC3条件」の導入

\* 3条件充足→当該「匿名データ」を本人同意なく提供可

## 条件① 技術的措置

「合理的な技術的匿名化措置」(←安全措置)

## 条件② 提供先との契約

「匿名データ」の再識別化禁止条項(強行法規)

\* 再提供:再提供禁止条項、または再提供先への再識別化禁止条項(強行法規)。

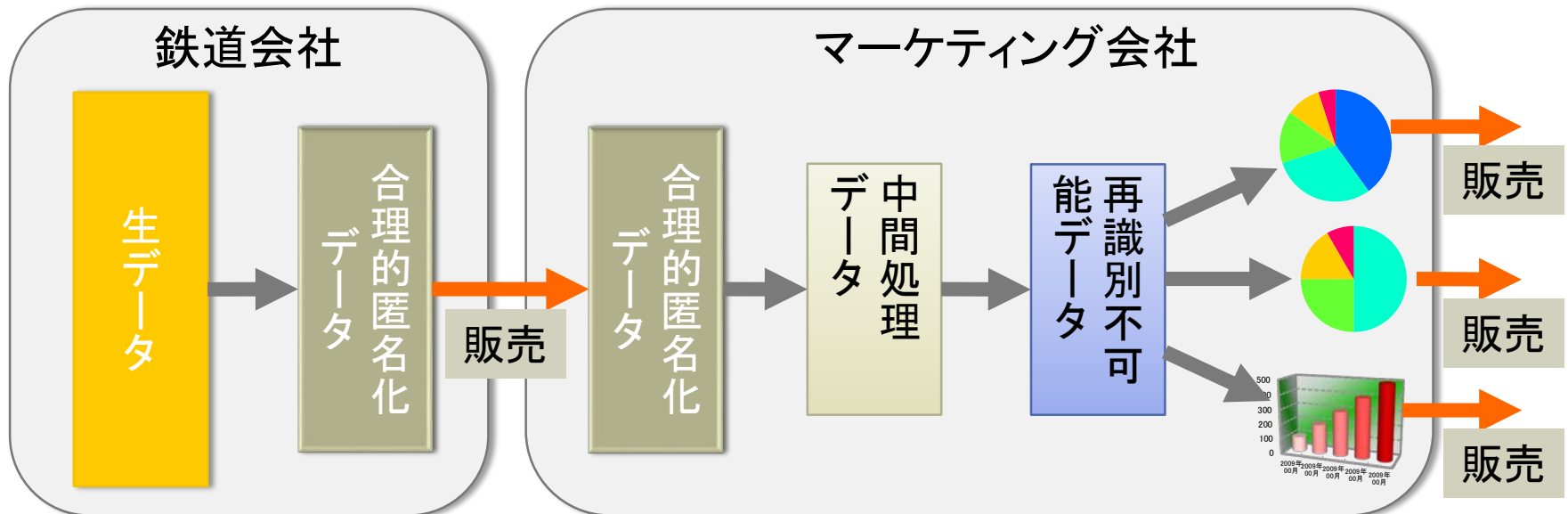
## 条件③ 公表(透明性の確保)

上記①と②の措置を講じたことの公表(両者)

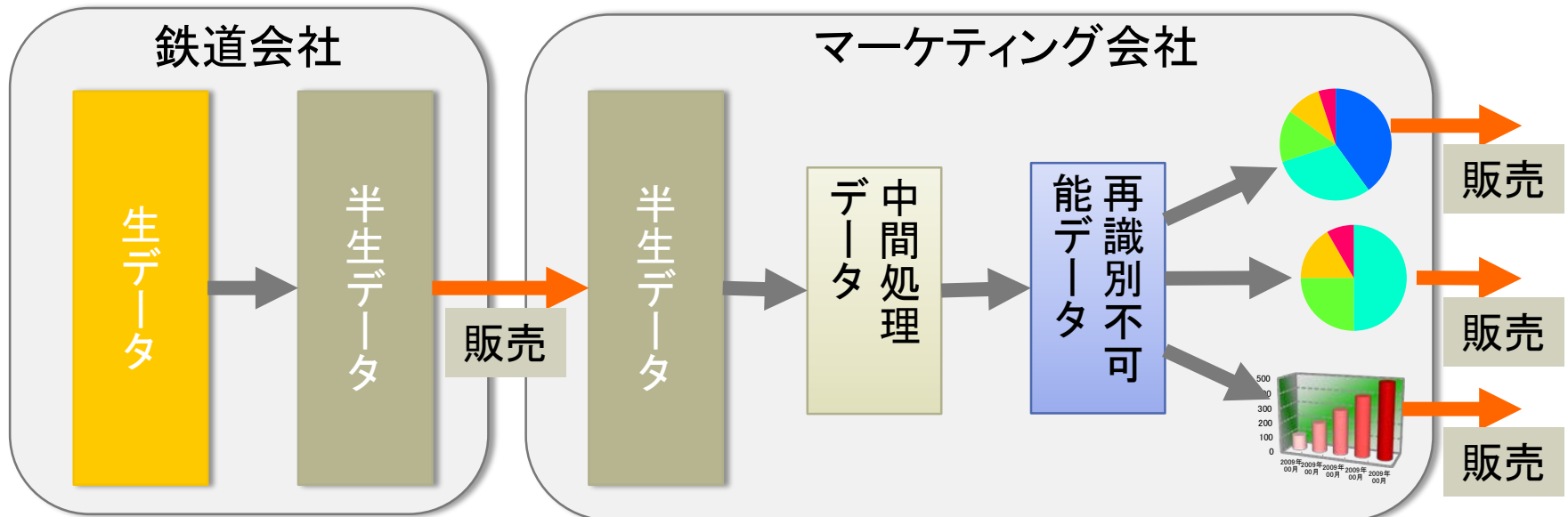
→上記①～③のいずれかに違反したときは、立入調査。

→課徴金、企業名公表、罰則のサンクションあり。





モデル2-① 改正法によって認められ得る利活用ビジネス(1)



モデル2-② 改正法によって認められ得る利活用ビジネス(2)

## <個人に関する情報(パーソナルデータ)>

③番号(識別子) 共通番号, ケータイID, 携帯電話番号,メアド,クレジット番号, 顧客・社員番号, 車のナンバー等

### ①本人確認情報

- 社会的情報
  - ・氏名
  - ・自宅住所 (勤務先)
  - ・生年月日
  - ・年齢
- 生物学的情報
  - ・性別
  - ・肖像

- ・位置情報など  
ライフログ
- ・身体的特徴  
(髪, 目の色等)
- ・生体情報  
(指紋, 掌紋,  
虹彩, 遺伝子等)

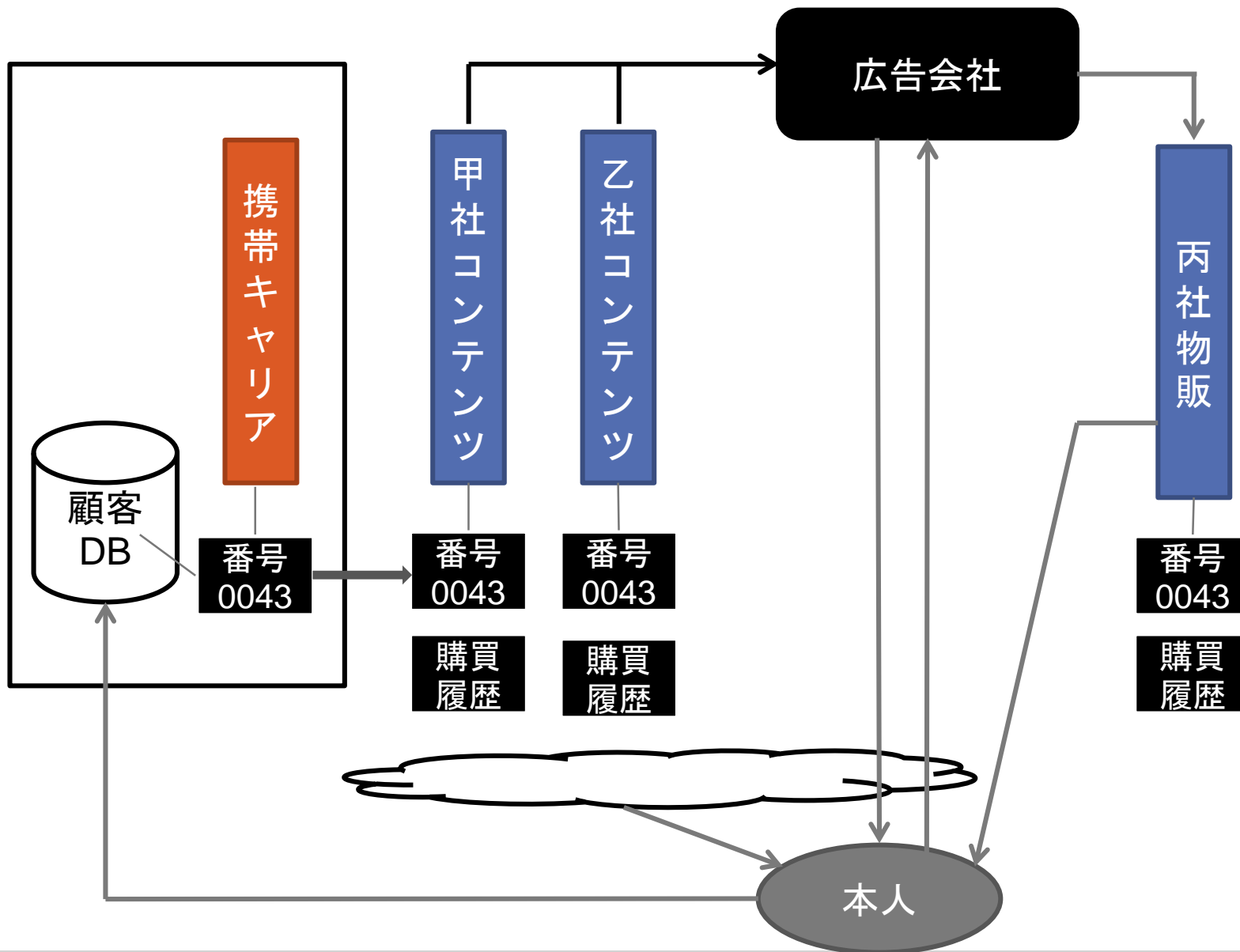
### ②その他の情報

- 内心の秘密
  - ・思想信条(思想良心の自由)
  - ・宗教(信教の自由)
  - ・趣味嗜好, 性生活等
- 医療情報
  - ・病歴(カルテ, レセプト)・介護
  - ・健康状態, 体力
- 個人信用情報
  - ・資産状況(不動産, 金融財産,  
貴金属等保有状況, 預貯金等)
  - ・クレジットカード情報・納税・年金
- 購買履歴 ○通信通話情報
- 家族・身分関係 ・戸籍情報(族称・僭称), 内縁関係
- 経歴・社会活動等 ・学歴, 職歴, 資格, 所属団体,  
・政治活動, 労働運動・犯罪歴, 反社情報等ブラックリスト

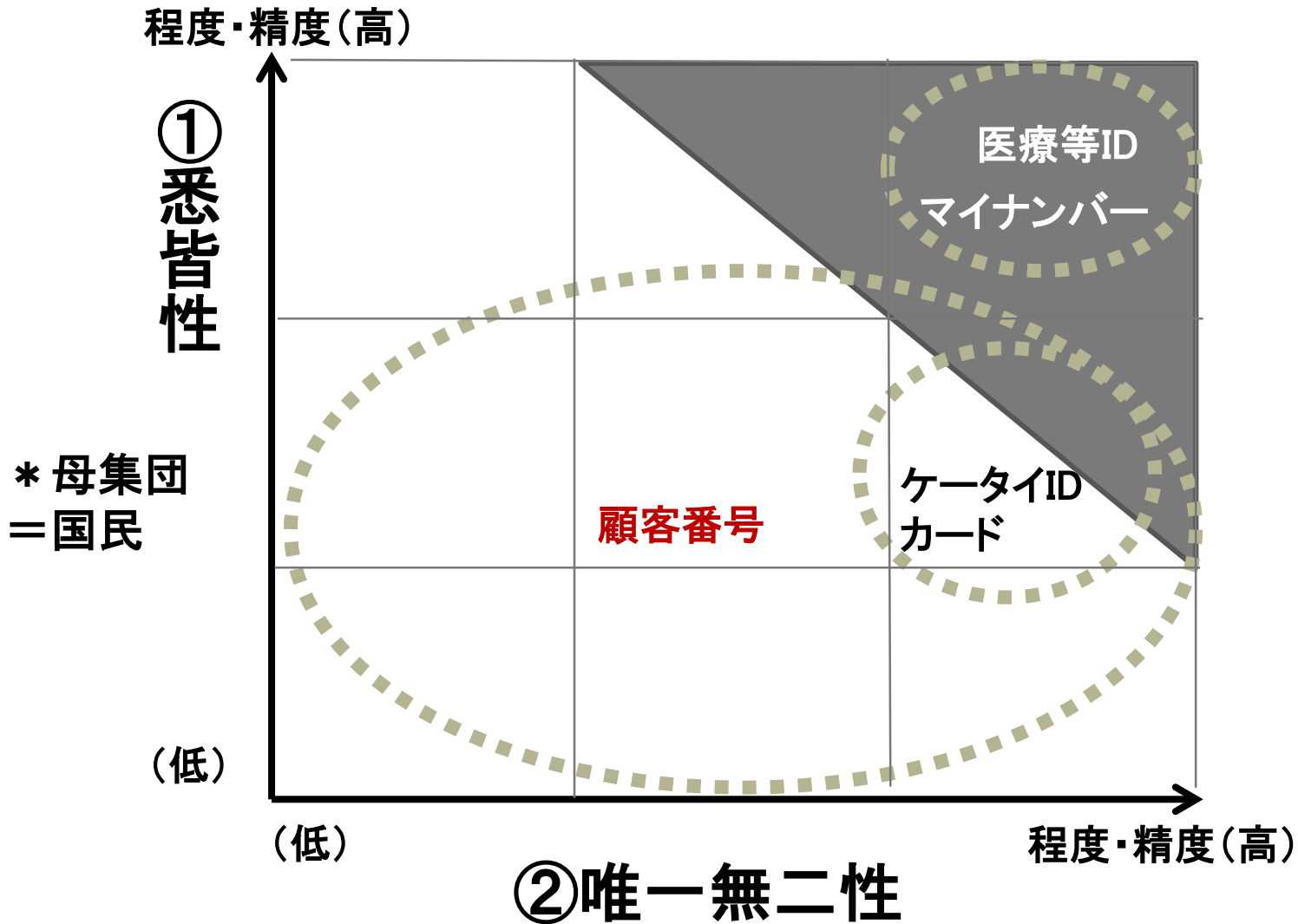
本人 (個人の尊厳)

イメージ・評価

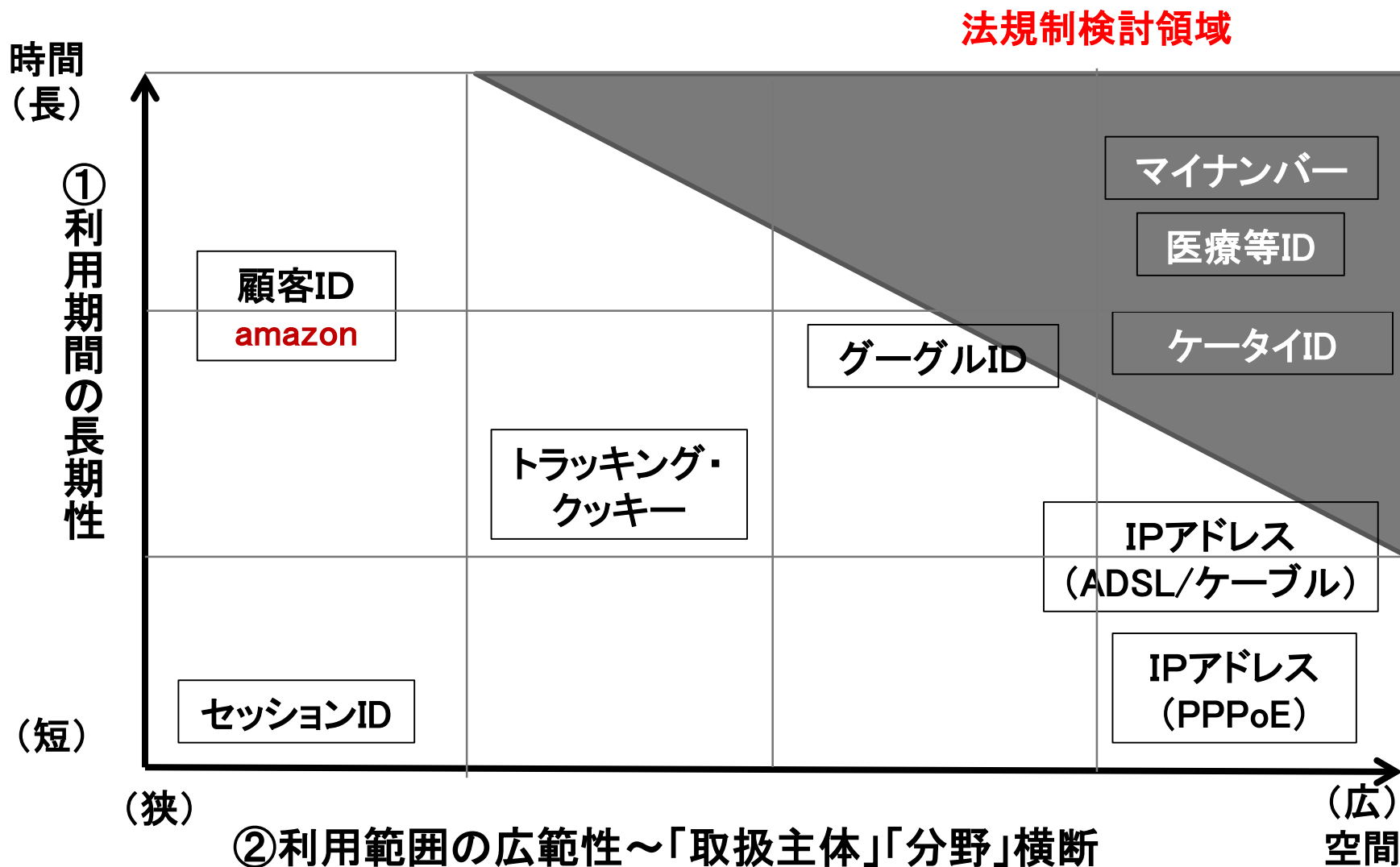
# ケータイIDと行動ターゲティング広告



# 識別子の強度～悉皆性・唯一無二性



# 識別子の法的評価～時間軸と空間軸



# 個人情報保護法改正に向けた基本的な考え方

## ●データプライバシー・個人情報保護法制のあり方

### ①「個人の尊重の理念」の確認(憲法の具体化法)

→EU、米国と共通した思想的基盤に立つこと

### ②「特定の機微な情報」(センシティブデータ)の導入

→情報の内容、価値に着目した規制

→形式的評価と実質的評価の二段階の絞り込み

### ③全体的評価の導入

対象情報(個人情報)の性質に限定して評価しない。

Cf. なぜプライバシー・バイ・デザインか？

### ④本人関与の強化(いつでも離脱できる安心感と信頼)

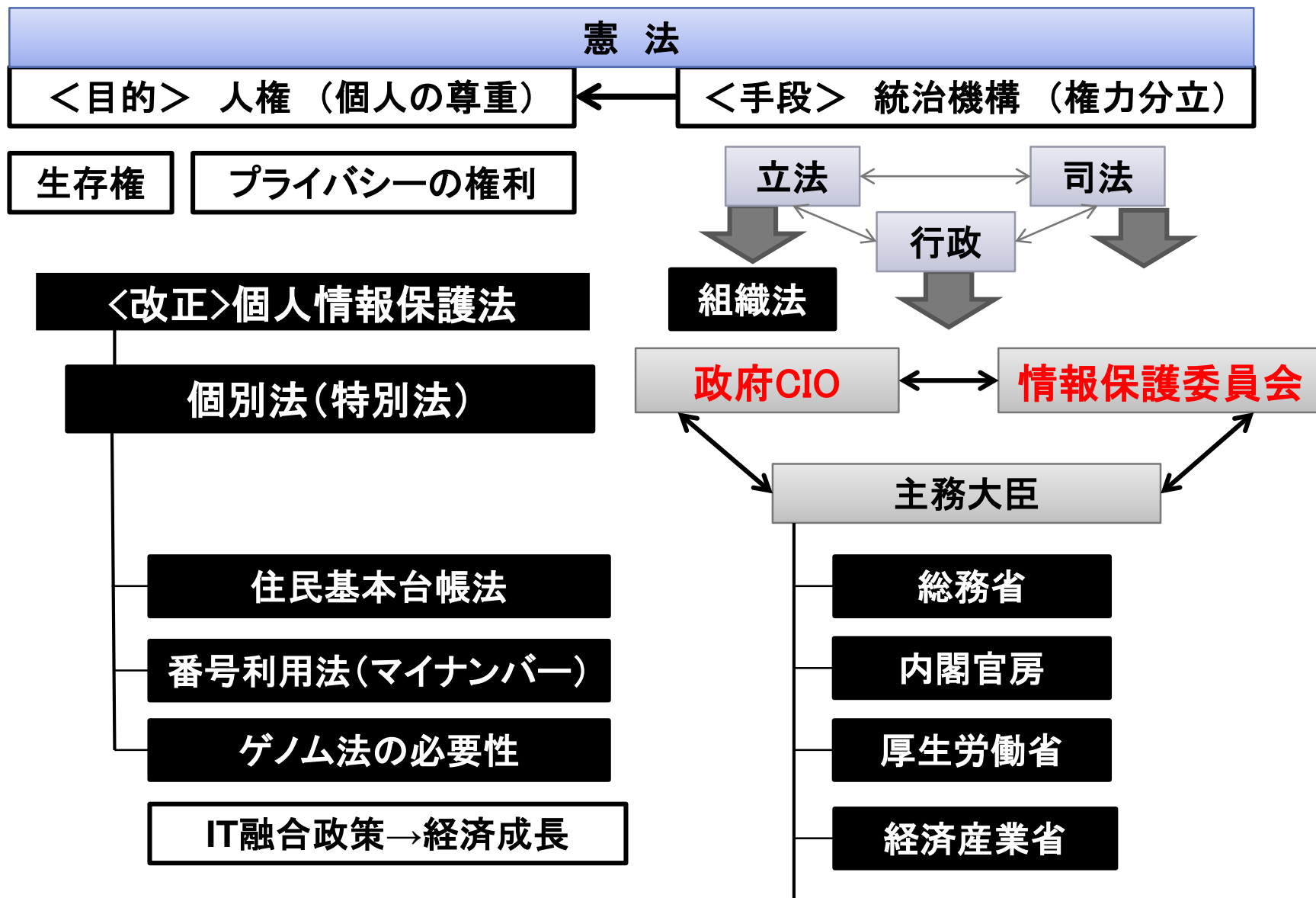
→インフォームド・コンセント(丁寧な説明と本人同意)

→消去権(過去の履歴に遡っての消去)

# 個人情報保護法改正に向けた基本的な考え方

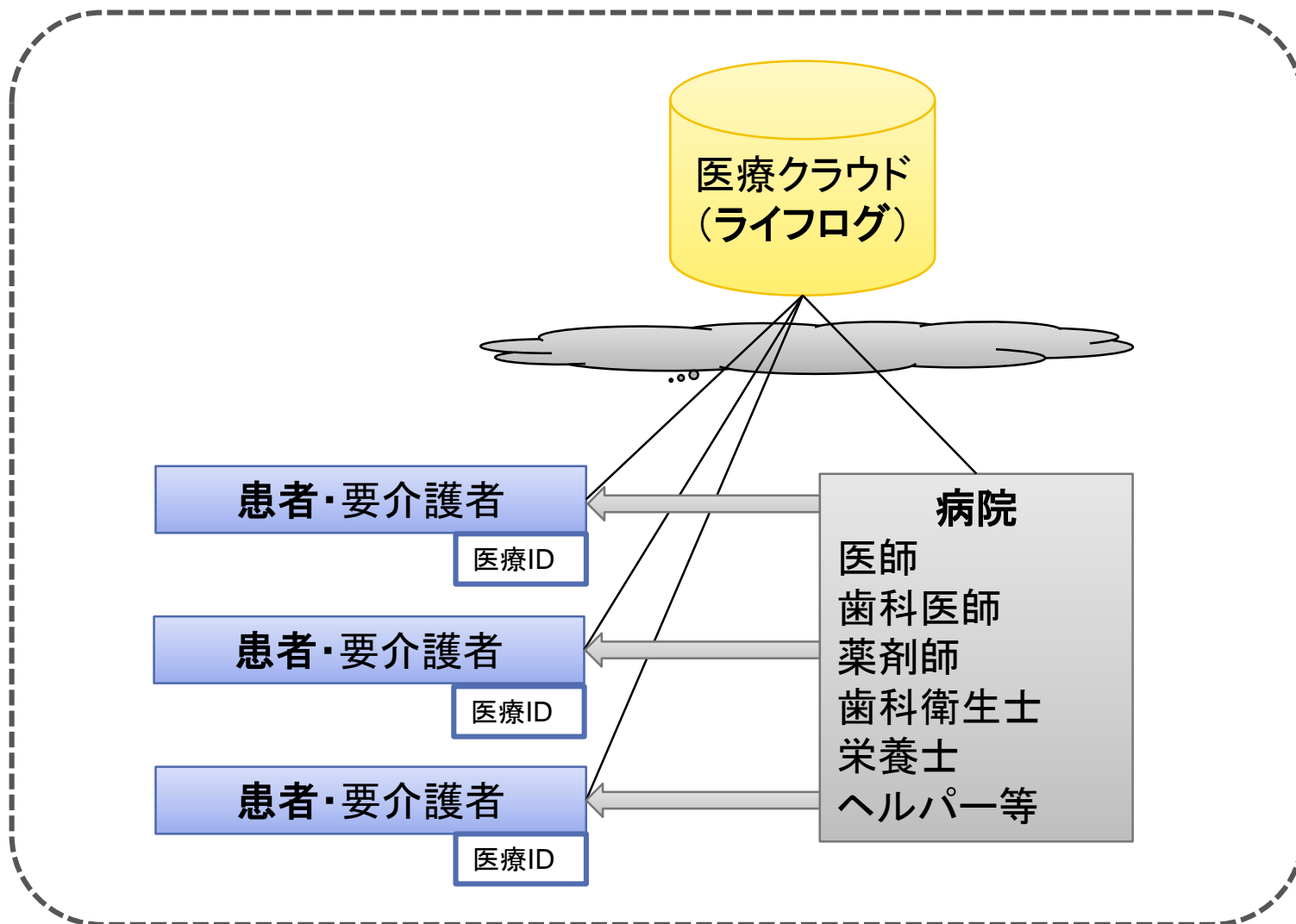
- ⑤本人への大きな便益の継続的提供
- ⑥個人情報保護委員会(独立行政委員会)の設置  
→日本版FTC3条件の導入と日本版FTC5条と課徴金、PIA、監査、事前相談の導入
- ⑦一次利用(顧客サービス等)における実名原則
- ⑧個人情報の定義の国内統一と国際的整合(コミュニケーションギャップの解消)  
Cf. 法システムの違いは乗り越えられないが対象情報の定義など保護範囲の整合性は確保できる。
- ⑨EU・米等と交渉可能な世界最先端の法制度を目指す。
- ⑩国外への個人データ提供停止権(第三者機関)
- ⑪本人のデータ消去権(要件の明確化)

# 人権の具体化法と行政組織(統治機構の具体化法)

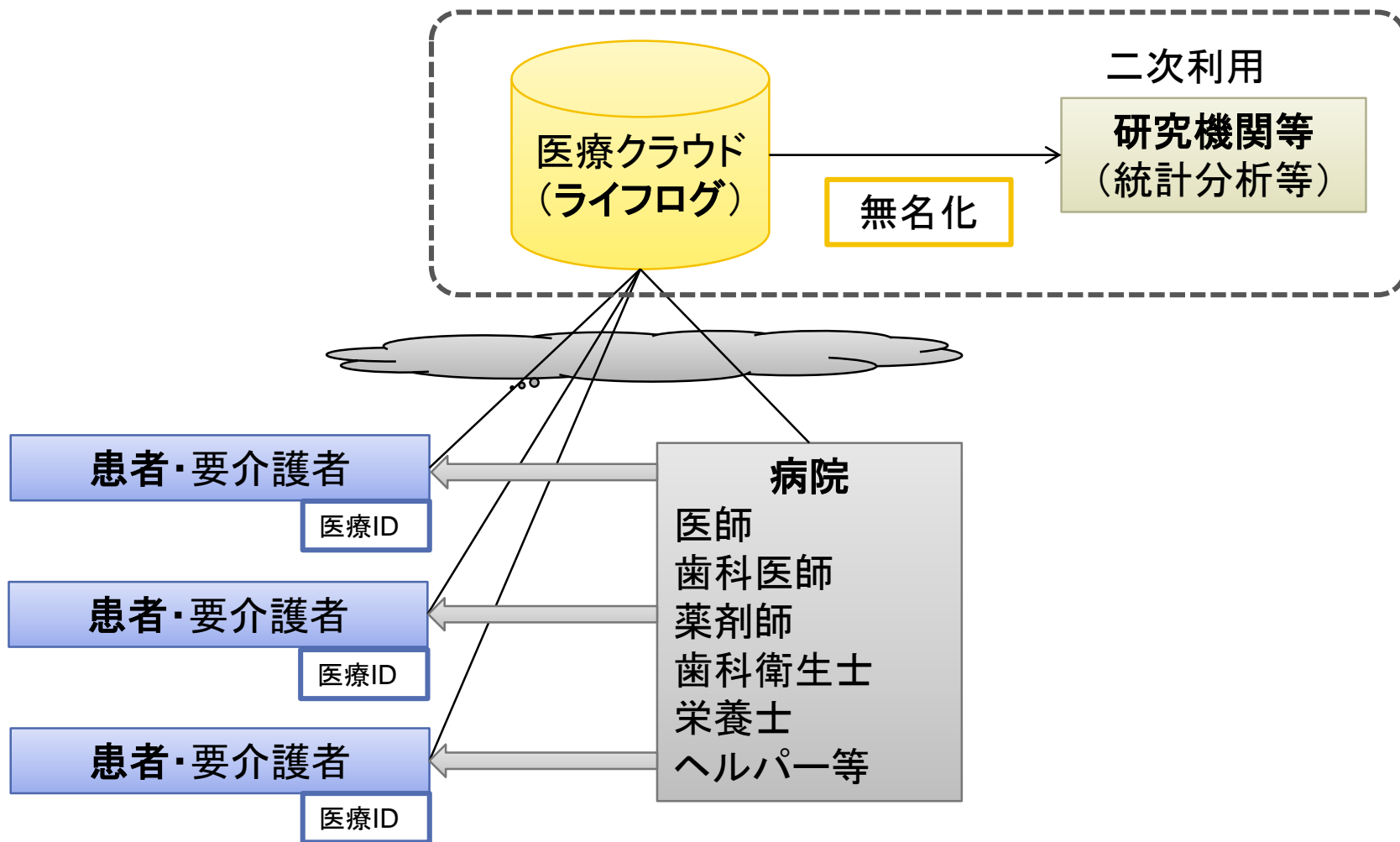




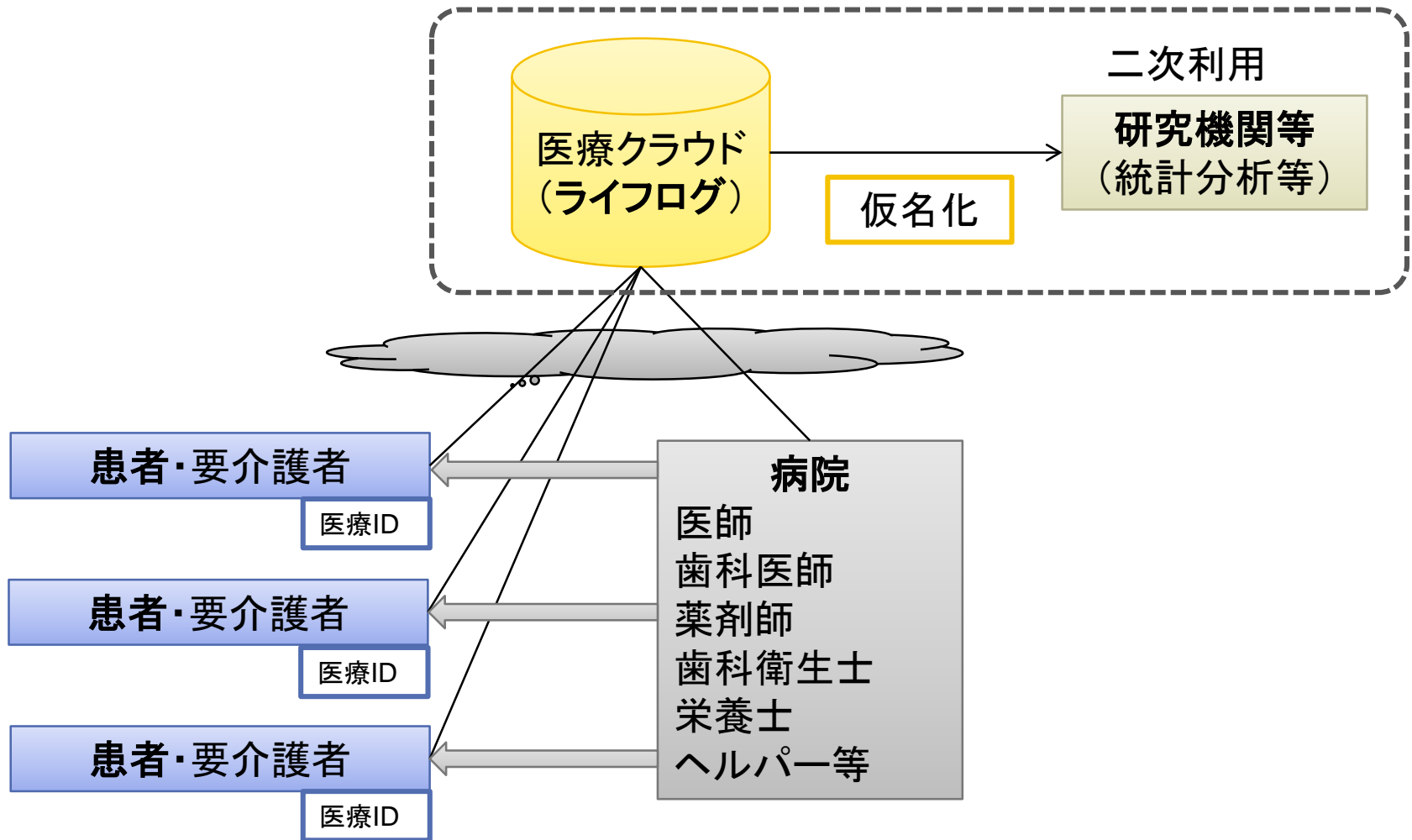
# (1)「実名」型(確認規定等の配慮)



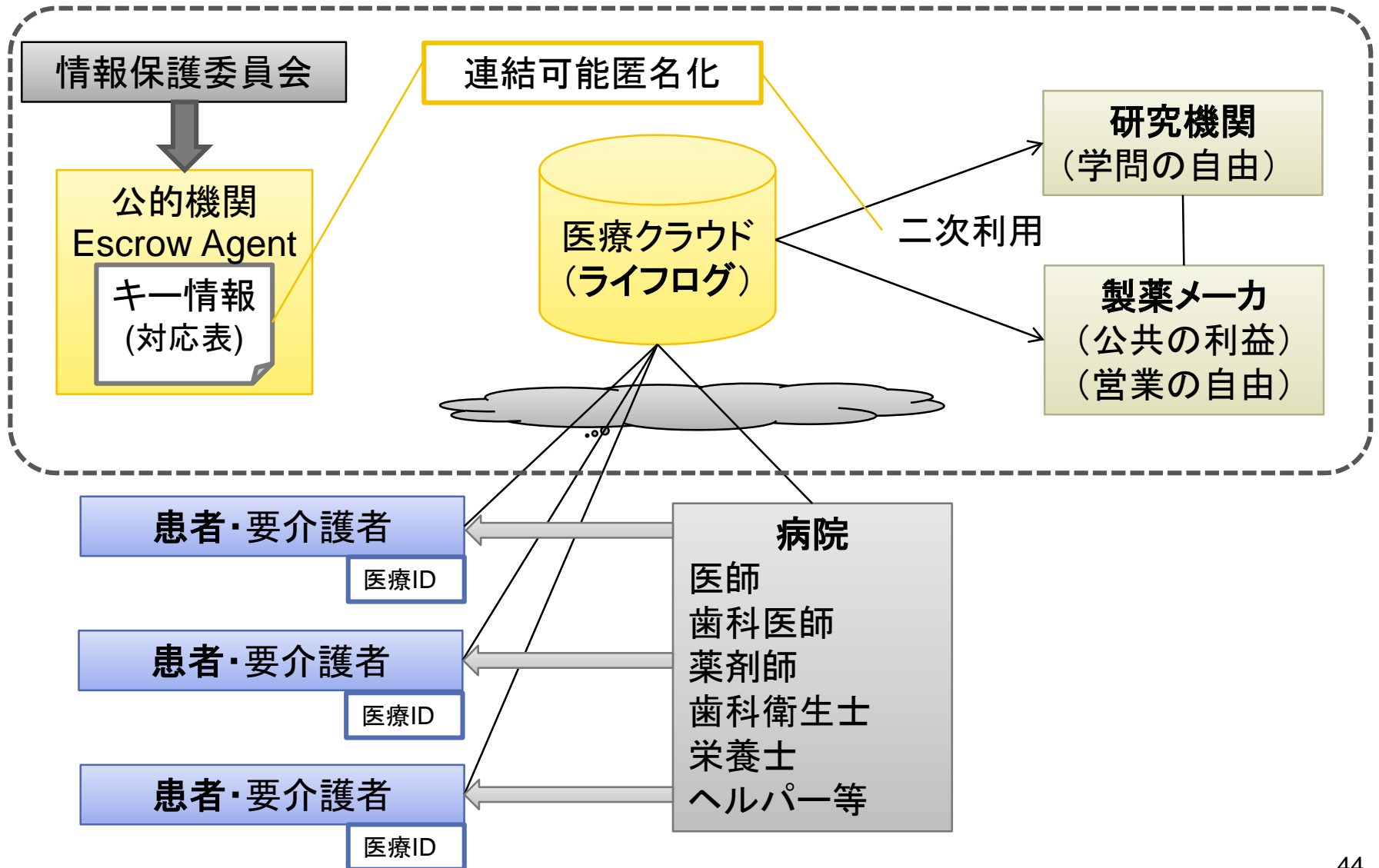
## (2)「無名化」型(統計データ化)



### (3)「仮名化」型(日本版FTC3条件)



# (4)「匿名化」型(日本版FTC3条件+強化)



# プライバシーの権利とは何か？

→プライバシーの権利は財物ではない。

- 「財産権的理論構成をプライバシーの権利の全部に及ぼすことは、論理的に正しくない。」  
(伊藤正己)
- 「プライバシーが財産的利益を含むから法が保護するのではなくて、法が保護するから、それが一種の財産的利益化するのである。」 (伊藤正己)
- 財貨的性質に着目するのは企業のマーケティング的効果を目指すための議論
- 法の理論的基礎を論じる議論ではない。

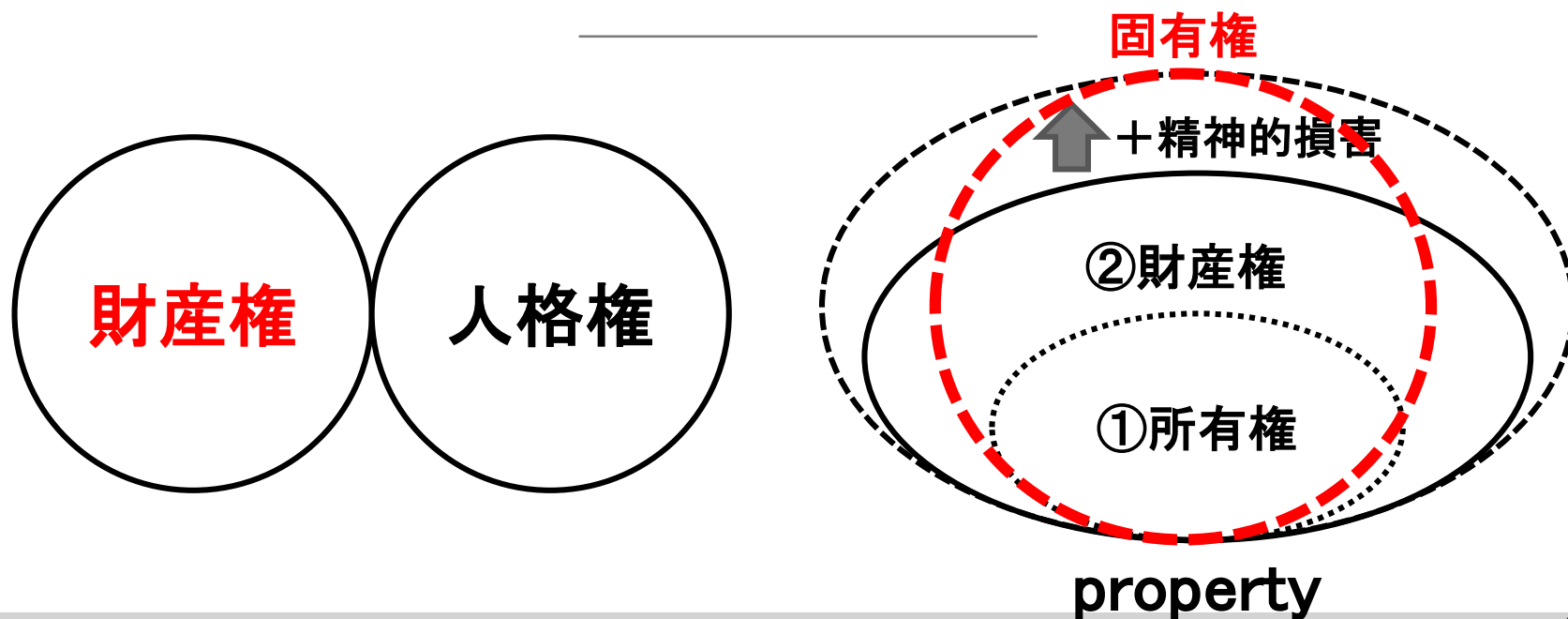
# プライバシーの権利とは何か？

→プライバシーの権利は財物ではない。

- プライバシーの権利が財産とみなして議論できるのであれば、伝統的な民法の法理で全て説明可能となる。
- 社会現象としての取引類似の現象を法と経済学的に分析することの意味を全否定するものではないが、それに依拠してプライバシーの権利の理論的基礎を構築することはできない。
- 企業のマーケティング的な発想を持ち込んで処理できずにダッチロールしている。
- 無駄な数式的表現で幻惑（『知の欺瞞』）

# プライバシーの権利の理論的基礎とPROPERTY

- プロパティ (property) の一般用法
  - ① 「所有権」
  - ② 「財産権」 (+ 著作権等)
- プロパティ (property) の特別用法  
「固有権」



# プライバシーの権利の基礎理論の継受

